

申告相談日程表

受付時間 9:00~16:00	津山地区・市内全域		勝北地区・加茂地区		久米地区・阿波地区ほか			
	対象地区	会場	対象地区	会場	対象地区	会場		
2月18日(月)	城東・城南・中央	市役所2階大会議室	大吉・大岩	勝北保健福祉センター	坪井下	久米支所		
19日(火)	鶴城・城北・城西(小田中を除く)		市場・奥津川		中北上・坪井上			
20日(水)	志戸部・勝部・粉保		西中・西下		宮部上・宮部下			
21日(木)	紫保井・大田・沼・弥生町		新野東・西上		中北下			
22日(金)	川崎・野介代・福岡		新野山形		南方中			
23日(土)	休		休		休			
24日(日)	市内全域		休		休			
25日(月)	北園町・山北		上村・中村		一色・神代			
26日(火)	総社・小原		安井		久米川南			
27日(水)	二宮・院庄		日本原・杉宮・原		領家・宮尾			
28日(木)	小田中・上河原		坂上・上野田・下野田		戸脇・桑下			
3月1日(金)	高倉・河辺		勝北地区全域		八社・福田下・桑上			
2日(土)	休		休		休			
3日(日)	市内全域		休		休			
4日(月)	佐良山・福南		加茂町物見・加茂町河井・加茂町山下・加茂町知和		里公文・里公文上		高野公民館	
5日(火)	一宮・高田		加茂町青柳・加茂町塔中・加茂町小中原		油木上・油木下・油木北			
6日(水)	林田・田邑		加茂町齋野谷・加茂町戸賀・加茂町黒木・加茂町倉見・加茂町宇野		久米地区全域			
7日(木)	市内全域		加茂町原口・加茂町行重・加茂町櫛井・加茂町百々		神庭・成名・高野・滝尾・広野・大崎			
8日(金)	市内全域		加茂町中原・加茂町成安		下沢・西谷・大高下			
9日(土)	休		休		休			
10日(日)	市内全域		休		休			
11日(月)	市内全域		加茂町公郷		中土居・大畑			阿波支所
12日(火)	市内全域		加茂町下津川・加茂町桑原・加茂町小淵		尾所・大杉・竹之下			
13日(水)	市内全域		加茂地区全域					
14日(木)	市内全域							
15日(金)	市内全域							

※高野公民館での申告相談は3月7日(木)のみ開催します
 ※該当の日にご都合が悪い場合は、それ以外の都合の良い日に申告していただいても構いませんが、会場が混雑しますので、なるべく該当の日にお越しください

津山税務署からのお知らせ

年金所得者の申告手続きが簡素化されています

公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、所得税の確定申告書の提出は不要です(市・県民税の申告は必要な場合があります)。

国税の申告・納税などの
手続きはe-Taxで!!

国税庁ホームページの「確定申告等作成コーナー」を利用すると、所得税の確定申告書や青色決算書などを作成することができます。



国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>
 ※ご利用条件など詳しくは、画面にてご確認ください

記帳・帳簿等の保存制度の対象者拡大

平成26年1月から、個人で事業(農業を含む)や不動産貸付などを行う全ての人は、記帳と帳簿等の保存が必要となります。



税務署では、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方などを説明する「記帳説明会」を開催します。

※説明会への参加を希望する人は、津山税務署 記帳指導担当までお問い合わせください
 津山税務署 ☎22-3147

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください
 「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください

所得税と市・県民税の申告は、2月18日(月)~3月15日(金)

所得税と市・県民税の申告は、平成24年中の所得税を精算したり、平成25年度の市・県民税を計算したりするための大切な手続きです。給与所得だけの人で、昨年中の所得を年末調整した人は申告は不要ですが、その他の所得がある人や各種控除を受けようとする人は申告を行う必要があります。

対象 平成24年中(1月1日~12月31日)の所得

	市・県民税の申告	所得税の申告
申告が必要な人	<ul style="list-style-type: none"> ●営業や農業などの事業を営んでいる人、または地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人で、所得税がかからない人 ●給与所得者(サラリーマンなど)で、給与支払報告書(源泉徴収票)が市役所へ提出されない人 ●医療費控除や障害者控除などの控除を受けようとする人 ※所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税の申告書を提出したとみなされるため、改めて市・県民税の申告をする必要はありません	<ul style="list-style-type: none"> ●所得の合計額が所得控除の合計額を超える人で、次のいずれかの人 ○商業・工業・医業・農業などを営んでいる人 ○地代・家賃・配当・不動産の売却などの所得がある人 ●給与所得者(サラリーマンなど)で、次のいずれかの人 ○給与などの収入金額が2,000万円を超える人 ○年末調整済みの給与以外の所得が20万円を超える人 ○2カ所以上から給与をもらっている人 ●所得税の還付を受けようとする人
会場	会場や申告相談日は、お住まいの地域によって異なります。次のページの申告相談日程表をご確認ください	津山税務署 ※期間中の土・日曜日・祝日は休み ※所得税の還付申告は1月から津山税務署で受け付けています
問	課税課(本庁2階3番窓口) ☎32-2015	津山税務署(田町) ☎22-3147

申告に必要なもの

- 印鑑
- 収入と経費が分かる資料
 - 給与所得または年金所得のある人…給与、公的年金の源泉徴収票
 - 事業所得(営業、農業など)や不動産所得がある人…収入金額と必要経費をまとめたもの
 - その他所得(一時所得、雑所得、配当所得など)がある人…その支払調書など
- 各種控除を受けるための資料
 - 医療費控除…支払った医療費の領収書、保険金などで補てんされた金額が分かるもの
 - 社会保険料や生命保険料、地震保険料などの控除…支払った保険料の証明書や領収書
 - 寄附金控除…領収書、証明書
 - 障害者控除…障害者手帳などの証明書

申告に際してのお願い

- 事業所得(営業、農業など)がある人や医療費控除を受ける人は、必ず事前に領収書などを整理、計算して、会場にお越しください
- 期間中は、会場が大変混雑します。ご理解とご協力をお願いします

